

令和5年度空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 空飛ぶクルマ社会実装促進事業（以下「事業」という。）の実施にあたって、外部の有識者から意見及び助言を聴くことを目的として、空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金に係る有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議のメンバー)

第2条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者またはその他、市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第3条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めたときは、メンバーのほかに関係者を出席させて意見を聴くことができる。

3 市長は、必要があると認めたときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）等により、開催することができる。

4 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めたときは、ウェブ会議の方法等による意見聴取をもって、メンバーが会議に出席したとみなすことができる。

(開催期間)

第5条 会議の開催は、令和6年3月31日までとする。

(秘密の保持等)

第6条 メンバーは、会議により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課が担う。

(雑則)

第8条 この要綱を定めるもののほか、会議の開催に際し必要な事項は経済戦略局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。